

大和ミュージアムフレンドリークルー規約

(名称)

第1条 この会は、大和ミュージアムフレンドリークルー（以下「フレンドリークルー」という。）と称する。

(目的)

第2条 フレンドリークルーは、呉市海事歴史科学館（以下「大和ミュージアム」という。）を利用して呉の歴史と科学技術の素晴らしさを伝え、大和ミュージアムの行う事業を支援することを目的とする。

(活動)

第3条 フレンドリークルーは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 大和ミュージアムの事業に対する協力及び支援
- 研修会、講座、催物等の開催
- 会報の発行（9月、3月）
- その他目的達成に必要な活動

(フレンドリークルー会員及び会費)

第4条 フレンドリークルー会員(以下「会員」という。)は、日本国内に居住する者で会の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、準拠する者をいう。

- 2 会員は、一般会員及び賛助会員（個人・団体等）とし、会費は次のとおりとする。
 - 個人会員 年額 4,000 円
 - 賛助会員 年額 20,000 円
- 3 一般会員及び賛助会員にはメンバーズカードを発行し、一般会員は発行日から1年間、賛助会員(個人・法人)は年度内(4月～翌年3月)を有効期限とする。賛助会員の期間は、入会時期にかかわらず年度末までとする。
- 4 会員は期間中に事務局へ届け出れば退会することができる。
- 5 会費は一括納入とし、入会后、既納会費は返還しない。

(特典)

第5条 会員は次の特典を受けるものとする。

1. 個人会員及び賛助会員（個人）の特典
 - 常設展示観覧料無料（同伴者は団体割引）
- ※団体割引料金は以下のとおり

＜呉市外に住所を有する方＞

■一般 800 円 ■高校生 200 円 ■小・中学校 100 円

＜呉市内に住所を有する方＞

■一般 400 円 ■高校生 0 円 ■小・中学校 0 円

- 企画展招待券（2 枚）
- 会報送付
- ミュージアムショップやまと、シーサイドカフェ BEACON の割引
- 入船山記念館観覧料無料（同伴者は団体割引）
- フレンドリークルー企画行事への参加

2. 賛助会員（団体）の特典

- 個人会員及び賛助会員（個人）の特典」
- 企画展招待券（10 枚）

3. 賛助会員（個人）の特典

- 個人会員及び賛助会員（個人）の特典」
- 記念メダル進呈

4 特典を受ける際は会員証を提示するものとする。

（事務局）

第 6 条 フレンドリークルーに関する事務は、大和ミュージアム指定管理者が行うものとし、会員管理、会費の収受、会報の発行、活動の企画・運営その他の関連業務を、大和ミュージアムのサービスとして一体的に実施する。

2 フレンドリークルーは独立した団体としての組織運営（役員の設置、会計報告、議決機関の設置等）を行わず、大和ミュージアム指定管理者が提供するサービスの一環として運営されるものとする。

3 事務局は、サービス向上のため必要に応じて会員の意見を聴取し、活動内容の改善及び充実に努める。フレンドリークルーの事務を処理するため、大和ミュージアム内に事務局を置く。

（メンバーズカードの紛失・盗難等）

第 7 条 会員は、メンバーズカードを紛失、又は盗難に遭ったときは、直ちに事務局に届け出なければならない。この場合、事務局はメンバーズカードの再発行を行うこととし、これに要する経費（再発行カード郵送費等）は、当該会員の負担とする。なお、大和ミュージアム現地での再発行については記載の通りではない。

2 メンバースカードを他人に利用されたことにより生じる損害については、事務局はその責めを負わない。

(届出事項の変更)

第8条 会員は、氏名、住所、郵送先等申込書の記入事項に変更が生じた場合には、直ちに事務局へ変更手続きの届け出をしなければならない。

2 前項の届け出又は変更手続きがなく、そのため事務局からの通知等が遅延し、又は到着しなかったときは、事務局はその責めを負わない。

(会員資格の喪失・剥奪)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失・剥奪する。

- ・ 会費を1年以上滞納したとき。
- ・ 虚偽申告を行ったとき。
- ・ 他会員への迷惑行為または事務局が迷惑行為と判断したとき。
- ・ その他会員としてふさわしくない行為があったときまたは事務局がふさわしくない行為と判断したとき。

(個人情報の保護)

第10条 フレンドリークルーは、会員の個人情報を適切に管理し、会の運営に必要な範囲でのみ利用する。

2 個人情報を第三者に提供する場合は、法令に基づく場合を除き、本人の同意を得るものとする。

(会計)

第11条 本サービスに係る経費は、会費、旧友の会から承継した余剰金その他大和ミュージアム指定管理者が定める収入をもって充当し、その管理及び処理はすべて大和ミュージアム指定管理者の会計規程に基づき行う。

2 本サービスに関する会計は、大和ミュージアム指定管理者の事業会計の一部として取り扱い、独立した会計区分や会計報告は行わない。

3 会計年度は、大和ミュージアム指定管理者の事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）に従うものとする。

(規約の改正)

第 1 2 条 (規約の改正)

1. 事務局は、以下の各号のいずれかに該当する場合、会員の事前の承諾を得ることなく、この規約を変更することができるものとする。
 - (1) 規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 事務局は、前項の規定により規約の変更を行う場合、変更の効力発生日を定め、あらかじめ大和ミュージアムの web サイトへの掲載その他の適切な方法により、規約を変更する旨、変更後の規約の内容及びその効力発生日を会員に周知するものとする。

(解散通知)

第 1 3 条 やむを得ずフレンドリークルーが解散する場合は、事務局から会員に対し、1 ヶ月以上前に書面で通知する。

附則 この会則は、令和 8 年 4 月 23 日から施行する。

附則 発足初年度の会員期間、会費及び会計年度は次のとおりとする。

- ・ 会員期間：令和 8 年 4 月 23 日～令和 9 年 3 月 31 日
- ・ 会費：個人会員 4,000 円、賛助会員 20,000 円
- ・ 会計年度：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日